

西尾市都市計画審議会会議録

- 開催日時 令和3年12月23日（木）
午後2時00分～午後3時00分
- 場 所 西尾市役所5階 51会議室
- 議 題 議案第1号 西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について
議案第2号 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について
- 報告事項 1 都市計画マスタープランの策定について
2 立地適正化計画の策定について
3 広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について
- 出席委員 神谷雅章 大河内博之 松井晋一郎 大塚久美子
内藤幸子 朝岡市郎 外山好一 高須ゆき江
梅本雄司 岩月康男 伊東宏政
- 欠席委員 黒柳和義 齋藤種治 手島とし子 稲垣芳樹
- 事務局 都市整備部長 吉田修二
都市整備部技監 石原健司
都市計画課長 高須清和
都市計画課 課長補佐 青山 光
主 査 坂部 一
環境業務課長 伴野広幸
主任主査 古居 徹
- 公開の有無 公開
- 傍聴人数 なし

<p>事務局</p>	<p>(開会) 午後2時00分</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第3回西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手指消毒、マスク着用などのご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本審議会については感染状況が落ち着いていますので、アクリル板は設置しておりませんが、引き続き感染防止対策を実施して開催してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長から挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長</p> <p>審議会を招集しましたところ、委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中、会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議案は、都市計画道路の変更に係るものが2議案、報告事項として「都市計画マスタープラン策定について」、「立地適正化計画の策定について」及び「広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について」の3件がございます。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議題に入らせていただきますが、「西尾市都市計画審議会条例第4条第2項で会長が議長となる。」となっておりますので、ここからは会長に議事進行をお願いいたします。</p>
------------	--

<p>会 長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただ今の出席者は委員定数 15 名のうち、11 名で、過半数に達しており、西尾市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、本審議会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、これより会議を開催させていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、「西尾市都市計画審議会運営要綱第 6 条第 1 項で審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員 2 名が、これに署名するものとする。」となっておりますので、会議録署名委員を議長において、指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に大塚委員、朝岡委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、事前に送付されております資料に基づきまして議題に入らせていただきます。</p> <p>議題の説明後、質疑を賜りますので、よろしくをお願いします。</p> <p>議案第 1 号 西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画課長の高須でございます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>本日の都市計画審議会は 2 議案で、両議案とも西三河都市計画道路の変更で、西尾市決定と愛知県決定がございます。</p> <p>今回の都市計画道路の変更につきましては、令和 3 年 5 月 19 日の審議会にて 7 路線の一部区間の廃止等の説明をさせていただいておりますが、その後に事前調整等の準備が整いました、2 路線の一部区間廃止と 3 路線の関連する交差箇所数の変更を説明させていただきます。</p> <p>また、議案説明に沿って、お手元にある資料と同様の資料等を、前回の審議会にてご意見いただきました、前方スクリーンと左右にありますテレビにも映してまいりますので、見やすい位置に移動をしていただきご覧ください。</p> <p>それでは、まず先に西尾市決定分からご説明させていただきます。</p>

事務局

議案第1号 1ページをご覧ください。

提案理由に先立ちまして、路線番号について少しご説明させていただきます。都市計画道路には、それぞれに路線番号がございます。

例えば、提案理由にあります、3・4・353号吉田駅前線でございますが、左側の「3」は「区分」で幹線街路を表しております、他には自動車専用道路は「1」や区画街路は「7」などがありますが、本日もご説明させていただく路線はすべて、幹線街路の「3」でございます。次に真ん中の「4」は「規模」を表しており幅員により、変わってまいります。幅員が16mから22mまでが「4」、12mから16mまでが「5」、8mから12mまでが「6」などとなっております。最後の「353」は一連番号となっております、当該都市計画区域、区分ごとに番号を付しております。

本日の説明時には、各路線の路線番号を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、提案理由からご説明いたします。

西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）の提案理由としましては、都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、吉田駅前線の一部区間を廃止する。

上述の変更及び富好新田宮崎鳥羽線の一部区間廃止（愛知県決定）に伴い、吉田駅前線及び幡豆海岸通線の区域及び構造を変更するものです。

2ページをご覧ください。

都市計画総括図でございます。西尾市決定で変更する路線を示してあります。

一部区間の廃止を行う路線は、図面中央左下の赤色の円で示してあります吉田駅前線、交差箇所数の変更を行う路線は、右下の赤色の円で示してあります幡豆海岸通線でございます。

一部区間の廃止を行う路線からご説明させていただき、その後交差箇所数の変更路線につきまして説明させていただきます。

それでは、一部区間の廃止を行う路線から、説明いたします。

3ページをご覧ください。

事務局

① 吉田駅前線でございます。

変更概要といたしましては、吉良町吉田上浜地内の約130mの区間を廃止するものです。

上段に位置図、下段に計画図がございます。

図の凡例をご覧ください。廃止区間を黄色実線で、存続区間を桃色実線で、代替道路を水色実線で示してございます。

当路線は、名鉄吉良吉田駅へのアクセス強化のため、昭和42年に幹線街路として都市計画決定されました。その後、車線数の変更等を経て現在に至っています。

廃止区間の東側には、代替道路の市道吉田59号が概ね幅員6mで整備されており、吉良吉田駅へのアクセスを含め円滑な交通処理を行っています。また、廃止区間周辺はすでに市街地が形成されており、計画通り整備することによる、既存の商業系まちなみへの影響が懸念されます。見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが確認できましたので、吉良町吉田上浜地内の約130mの区間を廃止するものです。

なお、廃止後は下段計画図のとおり存続区間約260mが吉田駅前線となります。

次に、交差箇所数の変更をする路線について説明します。

4ページをご覧ください。

② 幡豆海岸通線です。

変更概要といたしましては、富好新田宮崎鳥羽線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、交差箇所数を3箇所から2箇所に変更するものです。

位置図凡例をご覧ください。

緑色実線が該当路線で、交差箇所数変更箇所が赤色の丸で示してあります。

5ページをご覧ください。

富好新田宮崎鳥羽線の位置図でございます。

黄色実線の廃止区間と交差するため、変更するものです。

なお、富好新田宮崎鳥羽線の一部区間廃止の詳細につきましては、愛知県決定のため、議案2で説明をさせていただきます。

事務局	<p>最後に、6ページをご覧ください</p> <p>西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）スケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、県への事前協議を令和3年5月24日に行い、その回答を10月29日に受けております。その後、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を11月12日から29日まで行いました。この縦覧による縦覧者、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>今後、本審議会の答申を受けまして、県知事との協議を経て3月下旬に、都市計画変更の決定告示を行う予定であります。</p> <p>以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>議案第1号の説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑をされる方は挙手をし、私からの指名を受けてから発言をお願いいたします。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>特に質疑もないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号を採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局

それでは愛知県決定分のご説明させていただきます。

議案第2号 1ページをご覧ください。

西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）の提案理由としましては、都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、富好新田宮崎鳥羽線の一部区間を廃止する。

上述の変更及び吉田駅前線の一部区間の廃止（西尾市決定）に伴い、国道247号線ほか2路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものです。

2ページをご覧ください。

都市計画総括図でございます。愛知県決定で変更する路線を示してあります。

一部区間の廃止を行う路線は、図面中央下の赤色の大きい円で示してあります、富好新田宮崎鳥羽線、交差箇所数の変更を行う路線の国道247号線、吉田中央線でございます。

一部区間の廃止を行う路線からご説明させていただき、その後交差箇所数の変更路線につきまして説明いたします。

それでは、一部区間の廃止を行う路線から、説明いたします。

3ページをご覧ください。

① 富好新田宮崎鳥羽線でございます。

変更の概要といたしましては、鳥羽町地内外の約1,940mの区間を廃止するもので、これに伴い、名称、位置及び構造を変更するものです。

位置図の凡例をご覧ください。廃止区間を黄色実線で、存続区間を桃色実線で、代替道路を水色実線で示してございます。

当路線は、昭和47年に西尾市吉良町富好新田から宮崎海岸を経て、西尾市鳥羽町を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。平成12年には車線数等の変更が行われ、その後の線形変更等を経て、現在に至っています。

廃止区間の同位置には、代替道路となる、2車線で一部歩道を有する一般県道富好新田宮崎鳥羽線が、概ね幅員約10mで整備されており、鳥羽地区から宮崎海岸へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。見直し検証作業において、当区間を廃止した場合でもこれらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが確認できましたので、吉良町宮崎東甚作地内から鳥羽町南荒井地内まで、

事務局	<p>約 1, 940 m の区間を廃止するものです。</p> <p>4 ページをご覧ください。計画図でございます。</p> <p>図の右側が廃止区間の約 1, 940 m となります。この一部区間の廃止に併せて都市計画路線名の変更をし、吉良町富好新田西青鳥地内から吉良町宮崎東甚作地内の約 2, 700 m について、富好新田宮崎線に変更（愛知県決定）します。</p> <p>次に、交差箇所数などに関連して変更する 2 路線について説明します。</p> <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>②国道 247 号線です。</p> <p>変更概要といたしましては、富好新田宮崎鳥羽線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、交差箇所数を 18 箇所から 17 箇所に変更をするものです。</p> <p>位置図凡例をご覧ください。</p> <p>緑色実線が該当路線で、交差箇所数変更箇所が赤色の丸で示してあります。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>③吉田中央線です。</p> <p>変更概要といたしましては、吉田駅前線の一部区間の廃止（西尾市決定）に伴い、交差箇所数を 4 箇所から 3 箇所に変更をするものです。</p> <p>位置図凡例をご覧ください。</p> <p>緑色実線が該当路線で、交差箇所数変更箇所が赤色の丸で示してあります。</p> <p>最後に、7 ページをご覧ください</p> <p>西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）スケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、県へ案の申出を令和 3 年 5 月 24 日に行い、本変更案への意見照会が 10 月 29 日付けで県から送付されております。その後、都市計画法第 17 条の規定に基づく変更案の縦覧を 11 月 12 日から 29 日まで行いました。この縦覧による縦覧者、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>今後、本審議会の答申を受けまして、愛知県知事へ意見に対する回答をします。その後、令和 4 年 2 月に開催される愛知県都市計画審議会を経て 3 月下旬、都市計画変更の決定告示を行う予定であります。</p> <p>以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただ</p>
-----	--

事務局	<p>きますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>議案第2号の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p> <p>特に質疑もないようですので、質疑を終わります。 これより議案第2号を採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。</p> <p>本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>説明後、ご意見を賜りますので、よろしく申し上げます。</p> <p>1 「都市計画マスタープラン策定について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>始めに、本日机上に配布させていただきました修正後の資料についてでございますが、委員の皆様は資料配布後に内容の一部に変更がございましたので、大変申し訳ありませんが、修正後の資料に基づき説明をさせていただきます。</p> <p>大きな修正点はございませんが、文言の修正とSDGsの資料を追加しました。</p> <p>それでは座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項1 都市計画マスタープラン策定について説明します。</p> <p>市では、令和3年、4年度の2か年で現行都市計画マスタープランの改訂策定作業を進めてまいりますので、現状を含め報告をさせていただきます。</p>

事務局	<p>1 ページをご覧ください。</p> <p>1. 都市計画マスタープランについて</p> <p>(1) 都市計画マスタープランとはでございます。</p> <p>都市計画マスタープランとは、都市計画法(都市計画法第18条の2)に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画です。都市づくりの目標や将来都市構造を明確にし、その実現を目指して土地利用や都市施設などの分野別方針を定めるものであり、西尾市の都市づくりの長期的・総合的な指針となる計画となります。</p> <p>下の図をご覧ください。都市計画マスタープランの位置づけのイメージでございます。西尾市の中でも重要な計画として位置づけられます。</p> <p>なお、上位計画である「西尾市総合計画」につきましても本年度から同時並行で整合を取り合いながら策定を進めております。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>(2) 策定の背景でございます。</p> <p>西尾市では、平成26年3月に令和6年を目標年次とする現行の都市計画マスタープランが策定され平成30年の一部改定を経て、現在これに基づく都市づくりがすすめられています。</p> <p>今回策定する都市マスタープランは、平成23年4月の合併から10年を経過した今、現行の都市計画マスタープランの骨格を踏襲しつつ、近年の社会情勢やライフスタイルの変化などをふまえて、都市機能の集積、新たな拠点や産業拠点の設定など、目指すべき将来像や土地利用などの都市整備の方針について見直し、現在改定作業中の総合計画・緑の基本計画と調整を図りつつ、新たな都市づくりの指針を定めるものです。</p> <p>(3) 計画の期間及び対象区域でございます。</p> <p>都市計画マスタープランは、長期的視野に立って都市づくりを考える必要があるため、計画対象期間は、概ね20年後の都市の姿を見据えたうえで、10年後の姿を目指すこととし、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。</p> <p>また、本計画の対象地域は本市全域とします。</p> <p>(4) 策定の体制でございます。</p> <p>都市計画審議会は赤枠で囲ってございます。</p> <p>都市計画審議会の他に、都市計画マスタープランの案を作成する機関として策定委員会を設置しております。</p>
-----	--

事務局	<p>3ページをご覧ください。</p> <p>(5) 策定のスケジュールでございます。</p> <p>第1回地域別懇談会を11月に、第1回策定委員会を21日に開催しております。</p> <p>今後は、「未来づくり会議」や「策定委員会」での協議を重ね、パブリックコメントを令和5年2月頃に、都市計画審議会での審議を3月に行い、令和5年3月末の都市計画マスタープランの公表を予定しております。</p> <p>都市計画審議会へは、進捗状況について随時報告をさせていただきながら、進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>(6) 計画の構成でございます。</p> <p>策定を進めます都市計画マスタープランは、大きく分けて5つで構成して参ります。</p> <p>「①計画の基本的事項」から「⑤地域別構想」で構成され、それぞれの内容について方針等を記載してまいります。</p> <p>(7) 市民意向の把握でございます。</p> <p>下の図をご覧ください。市民意向の把握イメージでございます。</p> <p>都市計画マスタープランの「計画の基本的事項」「都市の現況・特性」「都市づくりの基本的事項」につきましては、主に事務局にて検討を進めますが、「全体構想」と「地域別構想」につきましては、それぞれ策定段階から市民意向を大切にしながら検討をすすめ、全体構想については「西尾未来づくり会議」を、市域を6つに分けた地域別構想については「地域別懇談会」を設けて市民の皆様の生の声を計画に反映させていきます。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>2. 都市づくりの現況と課題</p> <p>(1) 都市づくりの現況と課題でございます。</p> <p>都市づくりの現況と課題を次の4つの視点から整理をします。</p> <p>「①都市特性からみた現状と課題」から、「④社会情勢をふまえた課題」について整理を進めます。</p> <p>その際には、都市づくりにとって重要なキーワード（人口、土地利用、幹線道路、交通、公園・緑地、自然環境、産業・観光、防災、その他）を共通項目として用います。</p>
-----	--

事務局

6 ページをご覧ください。

(2) 都市づくりの現況と課題のまとめでございます。

A 3 横長の表となっております、右の縦方向にキーワード、上段の横方向に 4 つの視点でまとめてございます。

表中の図 1 や図 2 などにつきましては、7 ページに関連データがございます。また、横方向の視点の「市民意向からみた課題」につきましては、市民アンケート結果、地域別懇談会報告結果から、この表にまとめておりますのでご報告させていただきます。

まとめを一部説明いたします。

縦方向のキーワードが「人口」、横方向の視点が「都市特性からみた現状と課題」となる左上の欄では、人口・世帯数は増加、高齢化率は上昇しており、将来的な人口減少を見据えた対応が迫られている。特に人口密度が低い市南部では切実な問題となっております。

また、縦方向のキーワードが「交通」、横方向の視点が「市民意向からみた課題」の欄では、「自動車利用のしやすさ」に対する満足度が高く、「鉄道の利用しやすさ」「路線バスのルート・運行本数」の満足度が低くなっております。

同列のキーワードが「産業・観光」では、「既存の産業地を適切に維持管理したほうがよい」が最も多く、2 3 号バイパス I C 周辺などに新たな産業を創出したほうがよい」が続いています。

8 ページをご覧ください。

3. 都市の将来像 1. 都市づくりの目標 (案)

(1) 都市づくりの基本理念でございます。

現行計画を参考に、6 ページにてまとめました課題の整理を踏まえ、都市づくりのキーワードを再編し、都市づくりの基本理念を整理しました。

中段の図をご覧ください。

都市づくりのキーワードとして「1. 定住促進」「2. 土地利用誘導」始め 10 項目、基本理念として「①一体感のある都市づくり」「②活力のある都市づくり」始め 9 項目とし、次ページ以降に基本理念の目標を整理しました。

9 ページをご覧ください。

基本理念ごとに概略を説明いたします。

始めに、①「一体感のある都市づくり」を目指しますは、市の特徴とし

事務局

て、合併による市街地の分散と積極的な工場誘致があり都市の一体感に欠ける要因ともなっていますので、地域間のヒト・モノの活発な移動を支える道路整備の促進と公共交通の維持、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図り、一体感の創出を目指します。

次に、②市街地特性をふまえて「活力のある都市づくり」を目指しますは、長期的には人口減少となるものの、当面の間は増加が続くものと見込まれており、人口増加に対応するため新たな市街地の整備を図ります。既成市街地には空き家や空き地などもみられるようになってきているため、都市インフラが整っている既存市街地の定住人口の維持確保を図るため、空き家バンクなども活用し、活力ある都市づくりを目指します。

次に、③「多様な産業を活かした都市づくり」を目指しますは、西尾市は西三河の都市の中でも工業が盛んな地域で、今後の産業構造の変化に対応した多様な業種の産業拠点を位置づけ、ものづくりを進めています。また、農業や漁業も盛んな都市であり多様な産業構造は特徴の一つであり、それぞれの産業が継続できるような産業環境の充実した都市づくりを目指すとします。

次に、④防災から復興まで生活を支える「防災都市づくり」を目指しますは、河川整備などにより以前よりも浸水被害は減少していますが、豪雨災害、巨大地震や津波、高潮に対する不安もありますので、建築物やライフラインの耐震化、避難施設などの防災対策をすすめるとともに、被災後に速やかに復興できる都市づくりを目指すとします。

次に、⑤豊かな「自然環境と調和した都市づくり」を目指しますは、西尾市は、市街地を囲むように農地が広がり、東部の丘陵地や三河湾国定公園の区域などには豊かな森の生態系が維持され、矢作川や矢作古川、また海辺は漁港、砂浜、干潟など様々な顔をみせています。

この豊かな自然環境を、市民参画を推進し計画的な保全によって荒廃を防ぎ、良好な景観の形成や農地等の多面的機能を持続的に発揮させていくことを目指すとします。

10ページをご覧ください。

⑥「環境への負荷を低減した都市づくり」を目指しますは、SDGsや、都市づくりに関する施策としては、省エネルギー化の推進・再生可能エネルギーの導入と循環型社会の構築もあげられおり、環境への負荷を低減する脱炭素の都市づくりとして、公共交通機関の利用を促進、公共施設

事務局

において省エネや緑化を推進、一般家庭への太陽光発電設備の普及を図るなど、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。また、循環型社会の形成を目指して4Rの推進を図ることとします。

次に、⑦受け継がれてきた「歴史・文化を活かした都市づくり」を目指しますは、西尾市歴史公園、城下町の名残がみられる街並みは、西尾駅周辺の重要な歴史資源となっており、都市の魅力づくりには欠かせない要素となっています。PRなど実施し知名度向上を図ります。また、歴史公園、城下町、古典籍の博物館岩瀬文庫などの資源を活かした都市づくりを目指します。

次に、⑧「全ての人にやさしい都市づくり」を目指しますは、高齢者、障がい者やベビーカーを使う保護者など全ての人が快適に過ごすためには、移動手段だけでなく、目的地となる建物や、公園などの野外空間においてもバリアフリーとなっている必要があります。どんな人にも使いやすいユニバーサルデザインの観点にたち、バリアフリー化の促進を図り、人にやさしく、歩きたくなる都市づくりを目指すとします。

次に、⑨市民と共につくる「市民が誇れる都市づくり」を目指しますは、都市づくりは、行政の力だけでは実現できない部分も多く、市民、企業との共創が目標実現の近道となります。市民と共につくる都市づくりを目指して、デジタルツールなどを活用して都市づくりに対する関心を高めるとともに、まちづくりリーダーの育成や市民活動をサポートするための仕組みづくりの充実を図るとします。

以上の9項目を都市づくりの基本理念としてまいります。

1 1 ページをご覧ください。

(2) 目標とする将来都市像でございます。

9項目の都市づくりの基本理念をふまえて、目標とする将来都市像(キャッチフレーズ)を同時並行で策定を進めている第8時西尾市総合計画との連携を考慮したうえで、今後設定をおこなってまいります。

2. 将来フレーム でございます。

将来人口フレームは、将来の市街化区域の規模を定める際の最も重要な根拠となります。現行計画の将来人口は163,000人に対し、2020国勢調査の西尾市人口は169,046人となっています。また、工業用地開発が進みつつあり更なる人口増加も期待されておりますので、総合計画と整合を図り整理してまいります。

事務局	<p>1 2 ページをご覧ください。</p> <p>3. 将来都市構造（案）でございます。</p> <p>目標とする都市構造を明確にするため、「拠点」と「都市軸」を設定し、まちづくりの施策を重点的におこなうエリアの位置づけをすることにより、効率的なまちづくりを進めます。</p> <p>なお、設定に際しては現行の都市計画マスタープランの骨格を踏襲しながら、新たな拠点設定や交流拠点追加をしております。</p> <p>始めに拠点について説明いたします。</p> <p>1 4 ページに将来都市構造図として、イメージをお示ししておりますので、ご覧いただきながらお聞きください。</p> <p>(1) 拠点の形成でございます。</p> <p>「中心拠点」として、名鉄西尾駅周辺を設定しました。</p> <p>「地域生活拠点」として、一色、吉良、幡豆の各支所を中心とした地域を設定しました。</p> <p>「新拠点」として、名鉄上横須賀駅周辺を設定しました。</p> <p>「交流拠点」として、一色さかな広場、吉良温泉、愛知こどもの国、憩いの農園、道の駅にしお岡ノ山などの市内の主要な観光・レクリエーション施設を設定しました。</p> <p>「産業拠点」として、市内の主要な工業団地・流通団地を設定しました。なお、産業拠点につきましては、現在、商工振興課で工業系用地適地選定を行っており、変更となる可能性がございますので、選定後にエリアをお示しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>1 3 ページをご覧ください。</p> <p>(2) 都市軸の形成でございます。</p> <p>周辺都市や拠点間を結ぶ幹線道路及びその沿道を都市軸として定めず。市内から周辺市町を結ぶ軸を広域都市軸とし、市内の拠点を結ぶ軸を都市軸と設定しました。</p> <p>「広域都市軸」として（都）名豊道路、（都）衣浦岡崎線、（都）国道247号線、（都）安城一色線、（都）衣浦蒲郡線、県道幸田幡豆線、名浜道路の7本の軸を設定しました。</p> <p>「都市軸」として、1本目を（都）花蔵寺花ノ木線から（都）荻原川畑吉田線とし、中心拠点と産業拠点、新拠点、吉良生活拠点を結ぶ都市軸、2本目を（都）西尾幡豆線とし、中心拠点と幡豆生活拠点を結ぶ都市軸、</p>
-----	---

事務局	<p>3本目を（都）齊藤一色線とし中心拠点と交流拠点、一色生活拠点を結ぶ都市軸と設定しました。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>4. 都市づくりの方針</p> <p>（1）都市整備の方針構成（案）でございます。</p> <p>説明させていただきました、将来都市像の実現を目指し5つの都市づくりの方針、「①土地利用の方針」から「⑤住環境整備の方針」を定め、各内容について記載し、また5つの方針それぞれにおいて本市に必要な「観光まちづくり」などの要素を編み込み、計画の具体的な内容を作成してまいります。</p> <p>以上の内容につきまして、12月21日の策定委員会で説明をさせていただき、都市の将来像、都市づくりの方針について承認をいただきましたので、今後、説明させていただいた内容で策定作業を進めてまいります。</p> <p>なお、次回の都市計画審議会においても、策定委員会で審議された内容を随時報告させていただき、最終案については、当審議会でご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>それでは、特に質疑もないようですので、1「都市計画マスタープラン策定について」を終わります。</p> <p>続きまして、2「立地適正化計画の策定について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項2 立地適正化計画の策定について説明します。</p> <p>市では、都市計画マスタープラン策定作業に併せ、立地適正計画の策定を進めることとしましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>（1）立地適正化計画とはでございます。</p> <p>我が国では、人口の急激な減少と高齢化等を背景として、医療・福祉・商業等のサービスの維持が困難になるおそれや、住宅需要の低下に伴う</p>

事務局	<p>空き家・空き地の増加等の様々な課題に対応するため、都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画制度が平成 26 年に制定されました。</p> <p>立地適正化計画制度は、進行する人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めるため、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定め、居住や都市の生活を支える機能（医療・福祉等）の誘導によるコンパクトな市街地の形成と、地域公共交通網の充実、防災まちづくりの連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』や『防災コンパクトシティ』を進めるものです。</p> <p>（2）策定の経緯と都市計画マスタープランとの関係でございます。</p> <p>本市では、法律の改正後に検討を行っておりますが、今後の人口動向や社会情勢の変化等を見極め、適正な策定期間を判断するとしておりました。</p> <p>今年度から策定を進めている、「都市計画マスタープラン」は、上位計画である西尾市総合計画と西三河都市計画区域マスタープランに即するとともに、土地利用や都市施設など分野別方針を定めます。</p> <p>「立地適正化計画」は、都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならず、都市計画マスタープランの一部と見なされており、同時に策定することが効率的であるとともに、社会情勢の変化を考慮した立地適正化計画の策定が可能となります。</p> <p>したがって、立地適正化計画についても都市計画マスタープラン同様、都市計画審議会にて審議していただきます。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>立地適正化計画制度のイメージでございます。</p> <p>計画の対象区域としましては、都市計画区域内で市街化区域内において人が集まって住む「居住誘導区域」と、都市としての拠点形成する「都市機能誘導区域」を設定します。</p> <p>上段の居住誘導区域は、市街化区域内に居住誘導区域を設定し、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活に必要なサービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域となります。</p> <p>下段の都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に、都市機能誘導区域を設定し、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することによる、これら各種サービスの効率的な提供を図る区</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>域となります。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>(3) 立地適正化計画に記載する事項でございます。</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、記載する主な事項をお示ししております。先ほどイメージ図で説明させていただきました、居住誘導区域や都市機能誘導区域の他、防災指針として都市防災に関する機能確保に関する方針等の記載してまいります。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>(4) 検討スケジュールでございます。</p> <p>立地適正化計画についても、都市計画マスタープランと同時並行で進めていくため、令和3、4年の2か年で策定する予定でございます。</p> <p>なお、スケジュールにあります、(1) 前提条件整理、現状分析、(2) 都市が抱える課題の分析は、都市計画マスタープランにて整理した資料にて取りまとめを行ってまいります。</p> <p>(5) 計画策定後でございます。</p> <p>立地適正化計画は規制や許可制度ではありませんが、居住誘導区域外への3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為及び建築等行為や、都市機能誘導区域外への誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為及び新築等を行う場合には、市への届出が必要となります。</p> <p>以上、立地適正化計画について説明とさせていただきます。</p> <p>次回の都市計画審議会からは、都市計画マスタープランと同様、随時報告をさせていただき、最終案については審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、2「立地適正化計画の策定について」を終わります。</p> <p>では、3「広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について」事務局から説明を求めます。</p>

事務局

これより、広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について、説明させていただきます。

始めに、広域ごみ処理施設建設の背景を説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

広域ごみ処理施設については、国によるごみ処理の広域化を推進する動きを受けて、平成10年に愛知県が「ごみ焼却処理広域化計画」を策定しています。この中で、西尾市は、岡崎西尾ブロックに区割りされました。そして、岡崎市・西尾市・幸田町・額田町・一色町・吉良町・幡豆町の2市5町で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議が設置され、平成17年に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」が策定されました。なお、2市5町は、その後の合併により、岡崎市・西尾市・幸田町の2市1町となっております。

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」では、ブロック内にある岡崎市八帖、岡崎市中心及び西尾市の3か所のごみ焼却施設を2か所へと集約化することとされました。このうち、平成23年に建設された岡崎市中心はそのまま存続し、岡崎市八帖と西尾市クリーンセンターを統合し、新たなごみ処理施設を建設することとなりました。

新施設の建設予定地は、地域住民の利便性、収集・運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び岡崎市中心クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討した結果、現西尾市クリーンセンター敷地とすることで合意されております。

現在、岡崎西尾ブロック内では、表に示される3施設において一般廃棄物の処理を行っておりますが、西尾市クリーンセンターは供用開始より21年以上、岡崎市八帖クリーンセンターは供用開始より25年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっております。こうしたことから、新しい広域ごみ処理施設の建設が必要となっております。

2ページをご覧ください。

ここでは、総合計画及び都市計画マスタープランとの位置づけについて説明いたします。

平成30年3月に策定された「第7次西尾市総合計画後期計画」では、環境衛生に係る施策の内容として、「老朽化するクリーンセンターを長寿命化するとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討します。」と示されております。

事務局

また、平成 30 年 5 月に策定された「西尾市都市計画マスタープラン」では、ごみ処理場の整備の方針として、「西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉を統合した広域新焼却施設の供用を目指し、2 市 1 町で検討・協議します。」と示されております。

次に、都市計画決定内容の変更について説明いたします。

ごみ焼却場は、都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号において都市施設として都市計画に定めることができる施設とされており、都市計画運用指針において、積極的に都市計画決定するよう定められています。

広域ごみ処理施設の建設予定地である現西尾市クリーンセンター敷地は、平成 8 年 1 1 月にごみ処理場として既に都市計画決定が行われておりますが、今回の新施設の建設に伴い、都市計画決定区域の変更を行うこととなりました。

区域を変更する理由は、現西尾市クリーンセンターの施設の稼働を継続しながら新施設の建設を行うことから、新施設の建設を行うために必要な用地を確保するため、主に北東側の敷地の一部範囲を広げるものです。

なお、都市施設の計画決定にあたっては、環境面への配慮はもとより、計画景観や交通インフラ等への影響を十分考慮のうえ計画する必要があるため、環境影響評価と都市計画を並行的に検討し、評価結果を都市計画に適切に反映させることが必要となります。

このため、計画決定に先立ち、都市計画構想段階評価書案の内容を確認いただくものでございます。

3 ページをご覧ください。

現在の都市計画決定内容及び変更後の内容について説明いたします。

種類は「ごみ処理場」で変更はありません。名称は、現在は「西尾市クリーンセンター」であり、変更後は未定です。位置は、現在は「西尾市吉良町岡山大岩山及び岡山陰谷」ですが、3 ページの図に示す区域の変更を行うことにより、変更後は、「西尾市吉良町岡山大岩山、岡山陰谷及び岡山山王山」となります。

面積は、現在は約 4.39ha ですが、変更後は、約 4.45ha となります。

区域の変更につきましては、先に述べたように、現西尾市クリーンセンターの施設の稼働を継続しながら新施設の建設を行うことから、新施設の建設を行うために必要な用地を確保するため、主に北東側の敷地の一部範囲を広げることとなります。

<p>事務局</p>	<p>また、参考として施設の処理能力は、現西尾市クリーンセンターが1日当たり195トン、新施設では1日当たり約310トンを計画しております。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>最後に、都市計画手続きの今後の予定について説明いたします。</p> <p>現在は構想段階の手続きとして「都市計画構想段階評価書案」を作成している段階です。</p> <p>なお、構想段階とは、事業に係る概ねの位置や規模等を検討する計画の立案段階を示し、その後の計画段階とは、事業に係る詳細計画を定める段階となります。</p> <p>都市計画構想段階評価書案の公表後、令和4年度に「都市計画構想段階評価書」と「都市計画概略案」を策定し、令和5年度から令和6年度にかけて「都市計画原案の作成」など、計画段階の手続きを行う予定としており、令和12年度の供用開始を目指しております。なお、来年3月の公表を予定しております都市計画構想段階評価書案につきましては、公表前の2月頃に委員の皆様へ事務局を通じて配付させていただきますので、ご確認いただき、ご意見がございましたら事務局へご連絡下さいますようお願いいたします。</p> <p>最後に本案件に係る来年度の都計審の開催予定であります。令和4年5月頃に都市計画構想段階評価書案に市民の方々からの意見等を反映させた最終版の報告をさせていただき、同年秋頃、評価結果を踏まえた都市計画概略案の説明、そして、市民説明会を経て令和4年度末には都市計画概略案の最終版の報告をさせていただく予定をしております。</p> <p>環境業務課からの説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、3「広域ごみ処理施設建設に係る都市計画決定内容の変更について」の質疑を終わります。</p> <p>これをもちまして、「議題」「報告事項」すべての案件が終わりましたので議長の任を解かさせていただきます。</p>

事務局

ありがとうございました。

それでは、次第の「4 その他」であります。全体をとおして何か質問等はございますか。

特に無いようでございますので、事務局から2点事務連絡をさせていただきます。

1点目は、本日の議事録を事務局にて作成いたしました後に、会議録署名委員に指名されました大塚委員、朝岡委員におかれましては署名をいただきに、事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2点目は、環境業務課から説明がありました、都市計画の構想段階評価書案を2月頃に送付させていただきますので、ご意見があればお願いいたします。

これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

(閉会) 午後3時00分